(国土交通省住宅局住宅経済・法制課、住宅生産課)

項	目	名	住宅ローン減税等に係る所要の措置
税		目	所得税

令和6年度税制改正大綱(令和5年12月14日 自由民主党・公明党)において「①子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充」、「②子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充」として示された措置を講じる。

[参考] 令和6年度税制改正大綱 (令和5年12月14日 自由民主党・公明党) (抜粋)

(1)子育て支援に関する政策税制

(前略)以下の①から③について、「6. 扶養控除等の見直し」と併せて行う子育で支援税制として、令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得る。ただし、①及び②については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応する。

① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充 子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。(略)また、(略)新築住宅の床面積要件について合計所得金額1.000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

② 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充 既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環 境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て 対応改修工事を対象に加える。

【関係条文】

<住宅ローン減税>

租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条、第 41 条の2、第 41 条の2 の2、第 41 条の2の3、第 41 条の3、第 41 条の3の2

租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 26 条、第 26 条の2、第 26 条の3、第 26 条の4

租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第18条の21、第18条の22、第18条の23、第18条の23の2、第18条の23の2の2

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第6条、第6条の2

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(令和2年政令第160号)第4条、第4条の2

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例 に関する法律施行規則(令和2年財務省令第44号)第4条、第4条の2

<子育て対応改修>

租税特別措置法第41条の19の3

租税特別措置法施行令第26条の28の5

租税特別措置法施行規則第19条の11の3

平年度の減収見込額

精査中

要

望

ഗ

内

容

(制度自体の減収額)

(▲828,000 百万 円)

(改正増減収額)

(一百万円)

(1) 政策目的

<住宅ローン減税>

住宅取得者の負担を軽減し、無理のない負担での住宅取得を促進すること (特に、子育て支援の観点から子育て世帯等への支援)及び住宅建設の促進を 通じた内需の拡大等に資することに加え、住宅の省エネ性能の向上及び長期優 良住宅等の取得の促進とともに、既存の住宅ストックの有効活用及び優良化を 図ることにより、居住水準の向上や良質な住宅ストックの形成を図る。

<子育て対応改修>

子育てに対応した住宅へのリフォームを支援することにより、子育て世帯の 居住環境の改善を図る。

(2) 施策の必要性

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、こどもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。

この点、「住生活基本計画」(令和3年3月19日閣議決定)において、「子どもを産み育てやすい住まいの実現」が目標として掲げられ、「住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進」、「駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進」や「子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームを促進」が位置付けられているほか、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)においても、「子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する」こととされている。

新設

拡

充又は延長

を

必

要とする理

由

			<住宅ローン減税>
			〇住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定)
			・2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギ
			一性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクル CO2 排出
			量が少ない長期優良住宅ストックや ZEH ストックを拡充。
			・社会環境の変化等に伴う多様な世代のライフスタイルに応じ
			た居住ニーズの変化、良質な住宅・宅地ストックの形成・流
			通・管理・更新を考慮しつつ、それぞれの世帯が無理のない
			負担で良質な住宅を確保できるよう、住宅の供給等及び住宅
			地の供給を図っていくことが必要。 ・住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世
			帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推
_			進。
今			・駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便
回			性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人
の			数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進。
要			
望			○経済財政運営と改革の基本方針(令和6年6月 21 日閣議決 定)
			│
租			ZEB(※)、断熱窓及び高効率給湯器の普及、中小企業の
税			省エネ診断の活用を促す地域金融機関等との連携・支援体制
特	合	政策体系	の構築を進める。企業の省エネ取組情報の開示や家庭の省エ
別		における	ネ・非化石転換・DR対応を促す制度を検討する。
措	理	政策目的の	(※) Net Zero Energy House 及びNet Zero Energy Buildingの略称。
置	性	位 置 付 け	〇こども大綱(令和5年 12 月 22 日閣議決定)
$\overline{}$			・子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化す
1=			る。
関			│○こども未来戦略(令和5年 12 月 22 日閣議決定)
連			・こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづ
す			くり」を加速化させる。
る			・子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求め
事			る声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指
項			し、住宅支援を強化する。
			(国土交通省政策評価体系における位置付け)
			政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及
			び向上の促進
			施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な
			住宅ストックの形成を図る
			施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる 住宅市場を整備する
			政策目標3 地球環境の保全 旅笠日標3 地球温暖化防止笠の環境の保令を行う
			施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う
			政策目標4 水害等災害による被害の軽減

施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する

<子育て対応改修>

- 〇住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定)
- ・子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進

〇こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)

・子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化す る。

〇こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)

- ・こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を加速化させる。
- ・子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。

(国土交通省政策評価体系における位置付け)

政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及 び向上の促進

施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる 住宅市場を整備する

(こども家庭庁政策評価体系における位置付け)

政 策 目 標 こども政策の推進

施 策 目 標 こども政策の総合的な推進

具体的な目標 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

<住宅ローン減税>

- ・認定長期優良住宅のストック数 113 万戸(令和元年度)→約 250 万戸(令和 12 年度)
- ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円(平成 30 年)→14 兆円(令和 12 年)
- ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%(平成25年度)→30%(令和12年度)

政 策 の 達成目標

・耐震基準(昭和 56 年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%(平成 30 年)→おおむね解消(令和 12 年)

<子育て対応改修>

- ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円(平成 30 年)→14 兆円(令和 12 年)
- ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合

		27.8%(令和5年)→70%(令和10年)
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	1年間(令和7年1月1日~令和7年12月31日)
	同上の期間の達	
	政策目標の 達 成 状 況	<住宅ローン減税> ・認定長期優良住宅のストック数 159 万戸(令和5年度) ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 18%(令和4年度) ※認定長期優良住宅のストック数及び省エネ基準に適合する住宅ストックの割合以外の達成目標は、5年に1度実施される「住宅・土地統計調査」(総務省)により、各数値を把握しており、結果が公表されている直近の調査が平成30年調査であるところ、最新の達成状況を把握することが困難。
有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	精査中

	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<住宅ローン減税> 住宅購入者に占める子育で世帯・若者夫婦世帯の割合は7割以上であり、また子育で世帯・若者夫婦世帯はその他の世帯と比べて借入額が大きい傾向にあることに加え、また、子育で世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されるところ、住宅ローン減税において、子育で世帯・若者夫婦世帯に対して借入限度額を上乗せすること及び床面積要件を40㎡に緩和することは、住宅取得の負担を軽減する方策として効果的であると考えられる。 <子育で対応改修> 既存住宅について子育で対応改修を行うことは、住宅のハード面における子育での不安・負担の軽減につながる。このため、本特例措置により子育で対応改修に係る費用負担を軽減し、子育で対応改修を促進することは、政策目標等の達成のために有効である。
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	住宅ローン減税に係る所要の措置(地方税)
相当	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	<住宅ローン減税> 一 <子育て対応改修> 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(令和7年度 予算概算要求額:242.49 億円の内数)
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	

	要望の措置の 妥 当 性	実現の観点からも、その減免を受けられる。 <子育て対応改修> 既存住宅の子育と対応 係る負担を税制と工 場置の対象となる まずりの設置、床の	読負担の軽減や、効率 確定申告の際に控除の という税制措置によ な砂の促進を図るが することが効果的で 事については、子ども の防音性を高めるエミ	図的かつ公平な支援の の手続も併せて行い税 る仕組みが適当であ とめには、その工事に の転落事故防止に係
これまでの租税特別措置の適用実績	租税特別 措 置実績	年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 【出典】 ・適用件数:要件が登記・移転登記・ 低炭素住宅に係 (法務省)より) 住宅ローン利用者	に係る特例措置(認定 るものを含む。)の を元に推計(同特例 者の割合を乗じて算出	減収額 7,670 7,710 8,000 用家屋の所有権の保存 E長期優良住宅・認定 適用件数(登記統計 列措置の適用件数に、
の適用実績と効果に関連する事項	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_		
でする事項	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	ては、控除の対象とが、特に平成 21 年か良住宅については、もに、住宅ローン減れる件数も令和 2 ~ 5 ※)で推移し、認定と	なる借入限度額の上乗ら上乗せ措置が講じ そのストック数が順記 説の適用件数のうち記 年度の各年において	忍定長期優良住宅に係 、9万件前後(推計 ‡数の7,8割程度を

占めている。現状、本措置のみによる効果の規模を分析することは困難であるものの、同様の目的を有する他の支援制度に比

	しても総支援額が大きいことから、本措置は上記達成目標の実現に寄与していると考えられる。加えて、住宅購入者に占める子育て世帯・若者夫婦世帯の割合は7割以上であり、また子育て世帯・若者夫婦世帯はその他の世帯と比べて借入額が大きい傾向にあるところ、住宅ローン減税において、子育て世帯・若者夫婦世帯に対して借入限度額を上乗せすることは、住宅取得の負担を軽減する方策として効果的であると考えられる。 ※認定長期優良住宅の所有権の保存登記に係る特例措置の適用件数を元に推計(同特例措置の適用件数に、住宅ローン利用者の割合を乗じて算出)
前回要望時 の達成目標	
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	
これまでの 要 望 経 緯	〈住宅口→減税〉 昭和 61 年度 住宅取得促進税制の創設 田和 62 年度 拡充 日本度 拡充 一平成 2 年度 拡充 平成 3 年度 拡充 平成 5 年度 拡充 平成 6 年度 不成 7 年度 平成 10 年度 不成 10 年度 不成 11 年度 平成 11 年度 平成 12 年度 平成 13 年度 平成 14 年度 平成 15 年度 平成 15 年度 下成 15 年度 下成 16 年度 下成 17 年度 下成 17 年度 下成 19 年度 下成 19 年度 下成 19 年度 下成 20 年度 下成 21 年度 下成 21 年度 下成 21 年度 下成 25 年度 下成 27 年度 下成 27 年度 下成 27 年度 下成 28 年度 正成

令和元年度 拡充
令和3年度 拡充
令和4年度 拡充
令和6年度 拡充
<子育て対応改修> 令和6年度 創設